

令和元年6月 就学支援金に係る手続要項

鳥取県立米子西高等学校

現時点での就学支援金受給の有無に関わらず、**在校生全員手続きが必要**です。下記及び別紙を参照し、①または②いずれかの書類を必ず提出期限までに御提出ください。

なお、②の**不受給申出書**を提出される場合、下記決定期間中は授業料（月額9,900円）を納付していただくこととなります。制度等をよくご確認の上、御提出ください。

今回の手続きによる決定期間：令和元年7月～翌年6月(3年生は翌年3月まで)

支給要件：保護者等の令和元（2019）年度分道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が50万7,000円未満であること。 ※注意 均等割額は含みません。

①【就学支援金を受給する場合】

各種住民税所得割額（均等割額は含みません。）が不明確な場合も以下を提出。

提出書類	
1	高等学校等就学支援金収入状況届出書（様式第1号（その2）） ・記入例(手続要項5ページ～6ページ)を参考に御記入ください。
2	下記いずれか1つ ※1 ・いずれの書類も、各種住民税所得割額が明記されたものを御提出ください。 ・生徒の保護者等（親権者）全員（例…父母）の書類を御提出ください。
	令和元(2019)年度分 市町村発行の所得課税証明書等 ※2（原則原本 ※3） ・今年(2019年)1月1日時点でお住まいの市町村役場等で取得できます。引っ越しされた方、単身赴任の方は取得先に御注意ください。
	令和元(2019)年度分 給与所得に係る市町村発行の特別徴収税額決定通知書(原則原本 ※3) ・提出期限までにお手元に届かない場合は、御面倒でも所得課税証明書等の取得をお願いします。
	令和元(2019)年度分 市町村発行の納税通知書(自営業等の場合)(原則原本 ※3) ・氏名、各種住民税所得割額が分かるページが必要です。 ・提出期限までにお手元に届かない場合は、御面倒でも所得課税証明書等の取得をお願いします。
	生活保護受給証明書（原本） ・今年(2019年)1月1日時点で受給していることが確認できるものがが必要です。

※1 県内の高校に兄弟姉妹がいる場合は写しの提出でも構いません。その場合は写しの余白に原本提出学校名、提出日、学年・クラス及び生徒氏名を記入してください。

また、本校に兄弟姉妹がいる場合、原本の提出は1通で構いません。

（兄弟姉妹生徒の学年・組・氏名を提出書類に、担当にわかるように記入してください。）

※2 控除対象配偶者分を提出しない場合、控除対象配偶者「有」と記載されているものを提出してください。「無」の場合は所得課税証明書等の取得をお願いします。

※3 原本と併せて写しを同封いただいた場合に限り、原本は確認後返却が可能です。

②【受給しない場合（受給要件を満たしていないことが確実な場合）】

提出書類	
1	高等学校等就学支援金受給資格認定申請の不受給申出書について ・申請しない理由を必ず選択してください。判断に迷う場合は上記①の提出を御検討ください。

◆ 提出期限：令和元年6月20日（木）厳守

◆ 提出先：各クラス担任

担当：事務室 溝口
電話：0859-22-7421

高校生のお子さまをお持ちの保護者さまへ

就学支援制度のご案内

※制度を利用するには申請が必要です。



鳥取県教育委員会
からのお知らせ

高等学校等就学支援金

高等学校等就学支援金とは？

全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です。（所得制限があります。）

この制度を利用することで、授業料を納める必要がなくなります。

（授業料は、全額国が負担します。鳥取県が代理受領します。）

【対象世帯】

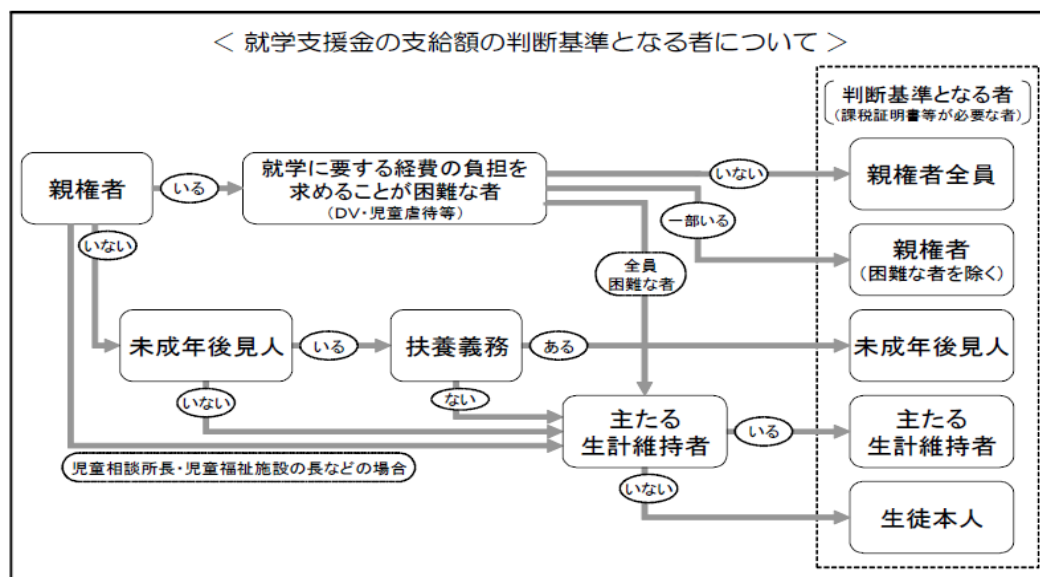
保護者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が

50万7,000円未満の世帯 ※平成30年7月より

《保護者等とは》

保護者等とは、原則生徒の親権者(父母)。下記チャートにより確認して下さい。

誰の添付書類を取得してよいかわからない場合は学校にご相談ください。



【基準】

平成 年度(平成 年分) 市 県 民 税 所 得 課 税 証 明 書

米 証 第 号

みほん

住 所
氏 名

生年月日 昭和 年 月 日 生

所得の区分	所得金額(円)	所得の区分	所得金額(円)	控除区分	控除額(円)	区分		内訳
(給与収入) 給 与		事業・雑		號 構		控除対象 配偶者		
営 業 等		短期譲渡		医 療 費		扶 養	《内用 患者 特 その 16歳	
農 業		長期譲渡		社会保険料 小規模企業		義 援	《内用 特別 その他	
不 動 産		山 林		生命保険料 地震保険料		障 害 者	《内用 特別 その他	
利 子		送 贈		配偶者特別				
配 当		有価証券等		寄 付 金 理		本		
(公的年金収入) 雑		総所得金額		所得控除合計				
譲渡・一時		合計所得金額		課税標準額				

市民税 (円)

県民税 (円)

所得割
均等割 +
所得割
均等割 ←

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日
鳥取県米子市長

+

金額を合算

[illegible]

必ずどちらかの提出が必要です。

[illegible]

収入状況届及び、添付書類 (※1)

[illegible]

または

[illegible]

不受給申出書

(※1) 添付書類とは令和元(2019)年度の各種住民税所得割額がわかる書類(以下3つのいずれか)

- 添付書類は写しでも可。ただし、原本確認をさせていただきますので、写しと原本を同時にご提出ください。原本はお返しします。

道府県民税及び市町村民税が未申告の方は申告の上、所得課税証明書を取得してください。

取得に時間がかかる場合は申請書のみ最初にご提出ください。

重要なお知らせ

・「高等学校等就学支援金」は、親権者（保護者等）全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できない場合は、支払うことができません。所得に関する事項が未申告の場合は、申告を行った後、課税証明書を取得してください。（無職の場合、家族の被扶養者（所得税法上）であれば申告不要）

・保護者等が誤って特定されたまま申請・支給が行われ、それが明らかとなった場合は支給を受けた者から不当利得として受給額を徴収致します。

・偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰則に処されます。

・受給要件に該当しない場合でも、「家計急変」（今年に入ってから事情により所得が急激に減少した等）による支援を受けられる場合があります。ご相談ください。

提出期限 令和元年6月20日（木）厳守

期限を超過した場合、受給要件に該当する場合でも授業料の納付義務が発生しますので注意して下さい。

高等学校等就学支援金の認定に係るマイナンバーの利用の見送りについて

1年生の保護者様に対しては、高等学校等就学支援金の認定について、令和元年7月認定から、マイナンバー（個人番号）を御提出いただくことで、以降の認定時に所得課税証明書を提出していただくことがなくなる旨を御連絡していたところです。

県教育委員会及び私立高等学校担当部局では、特定個人情報であるマイナンバーを取り扱うことから、ミスが発生しないよう、他県の状況も調査しながら準備を進めてきました。しかし、先駆けて、マイナンバーによる認定手続きを行うために国が作成したシステムを利用して認定作業を行っている県では、マイナンバーを利用した課税情報の照会手続きを行う際にエラーが出たため、再度保護者様に所得課税証明書を提出していただく必要が生じるなど、認定手続きに支障をきたすケースが多数出ていることが分かりました。

ついては、このような状況を鑑みて、県教育委員会から、本年7月の高等学校等就学支援金の認定にマイナンバーを利用することを見送った旨の通知がありました。

保護者様には御負担をおかけし、大変御迷惑をおかけしますが、下記について御理解いただきますようお願いします。

記

1 令和元年7月認定の取扱い

受給を希望される場合は所得課税証明書等を御提出いただきますようお願いいたします。

2 今後の方針

今後については、国のシステムを利用したマイナンバーでの認定手続きをスムーズに行うことができることが確認でき次第、追って御連絡させていただきます。その際、1、2年生の保護者様については今年度内にマイナンバーを御提出いただき、令和2年度からの認定がスムーズに行えるよう御協力をお願いすることも現在検討していることを申し添えます。どうぞよろしくお願いいたします。

記入例

①～⑥を漏れの無いよう記入してください

①

令和 元 年 6 月 7 日

高等学校等就学支援金

記入日

②

☐ 受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の

☒ 収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

一読しチェックを入れる

上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）

（次の事項に虚偽の記載をした場合、両方の□にレ印を付けてください。）

☒ この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。☒ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな	べいせい		みどり	
生徒の氏名	姓	米 西	名	翠
生徒の生年月日	昭和 平成 15 年 4 月 8 日			
生徒の住所	〒 △△△-×××× 鳥取 都道府県 西伯郡 市区町村 ○○○ 1 2-3 4 伯耆 町村 ▲▲マンション101号室			
保護者等の電話番号	090-1234-5678（母） 0859-12-3456（自宅）			
生徒が在学する学校の名称	鳥取県立米子西高等学校		日中に連絡が可能な番号を記入 ※連絡がしやすい順に1つ以上	

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができます。

・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者

（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 鳥取県立米子西高等学校	平成 令和 31年 4月 1日 ～ 入学年度の4月 1日 (うち支給停止期間等) (平成・令和) 年 月 日～ (平成・令和) 年 月 日	学校の種類・課程・学科 全日制課程 普通学科 普通科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科

・申請書は必ず黒または青の消えないボールペンで記入してください。

・修正が必要な箇所は、二重線を引き新たに記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

☐ 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付) ☒ 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

(次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	☒	親権者(両親)2名分
		親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
	☐	ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
②	☐	イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合
	☐	ウ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
④	☒	成年後見人 親権者が存在しない場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きま
③	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分
④	☐	・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場

該当箇所をチェックを入れる

★②ウに該当するやむを得ない事情について
・行方不明で連絡がとれない
・暴力等(DV等)により接触困難

特別な事情がありましたら学校までお尋ねください

★今年(2019年)1月1日時点の居住先から課税証明書等を取得してください
(転居した方、単身赴任の方はご注意ください)

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥	☐	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等)であるが、未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	☐	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
米西 太郎	父	米西 あかり	母

⑤

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税・離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合、必ず学校に連絡してください。

課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄
(例) 上記(2)-1①にチェックをした場合は、両親の氏名と続柄を記入

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

☒ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

⑥ 一読しチェックを入れる

学校受付日 令和 年 月 日 (学校において記入。)

本校以外に、高等専修学校等に在籍(予定)している者は、必ず()内に記載ください。

就学支援金の申請・受給にあたっては、重複申請・受給ができませんので、確認する必要があるため、記載をお願いするものです。

※本申請にあたって提出された課税証明書等については、鳥取県公立高等学校学び直し支援金の申請・鳥取県立高等学校授業料等減免の申請・高校生等奨学給付金受給申請の際の添付書類として使用場合があります。

④のチェック箇所について、どれに該当するのか、誰の課税証明書等を提出すればいいのか、わからない場合は学校へお問い合わせください。